

# 2019年 経済構造実態調査



政府統計

## 甲調査票の記入のしかた

### 経済構造実態調査について

総務省・経済産業省では、既存の統計調査の統合・再編により、GDPの約9割を占める経済活動を年次で把握する新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設しました。

当調査では、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算(特にGDP統計)の精度向上等に資することを目的としています。

### 回答方法

調査票は、インターネット又は郵送によりご回答ください。インターネットでの回答については、同封の「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

### 調査票の記入にあたっての留意事項

- 連結会社を含まない、企業単体の経済活動について、記入してください。
- 甲調査票とあわせて、乙調査票もお届けしている場合があります。乙調査票も届いた場合は、両方の調査票についてご回答ください。本冊子は「甲調査票の記入のしかた」ですので、乙調査票については、「乙調査票の記入のしかた」をご覧ください。
- 甲調査票の記入に際し不明な点などありましたら、本冊子の裏面に記載されている連絡先まで、ご連絡ください。

### 記入上の 注意点

- 黒又は青のボールペンなどで、はっきり記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください)。
- 内容を訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。
- 金額は、1万円単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。また、「¥」記号は付けないでください。
- 調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合があります。

## 目次

#### 第1面

1 名称、電話番号及び法人番号	1
2 所在地	1
3 経営組織及び資本金等の額	1
4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	3
5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目	3
6 企業全体の主な事業の内容	5
7 企業全体の事業活動の内容	11
8 企業全体の事業活動別の売上(収入)金額	11
9 電子商取引の有無及び割合	13
10 企業全体の年初及び年末商品手持額	14
11 企業全体の年間商品仕入額	14

#### 第2面

12 企業全体の事業内識別の費用の割合	15
13 費用の項目別内訳	21
事業所票	
1 事業所の名称及び電話番号	29
2 事業所の所在地	29
3 事業所の主な事業活動	29
4 事業所の売上(収入)金額	29
5 年間商品販売額	31
6 売場面積	31
7 卸売販売額に占める本支店間移動の割合	31

はじめに

- 記入欄にあらかじめ印字記載されている場合\*は、印字記載されている内容に変更がないかを確認し、**内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。**
- ※事前に印字記載されている情報は、回答負担を少しでも軽くするため、統計法(平成19年法律第53号)第二十七条第二項に基づき提供を受けた「事業所母集団データベースに記録されている情報」をもとに印字しております。
- あらかじめ記入欄に「\*\*\*」が印字されている場合は、記入の必要はありません。

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
- 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
- オンラインでご回答いただく場合は別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。
- 『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

A

フリガナ	トウケイ ソウタロウ
記入者氏名	統計 総太郎
部署名	経理部
電話番号	03-1234-1234 (内線:98765)

B

1 名称、電話番号及び法人番号

『調査票の記入のしかた』1~2ページ参照

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 法人の場合は**登記上の名称**を「正式名称」欄に記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	<del>トウケイ出版</del>	トウケイマーケティング
正式名称	<del>(有)トウケイ出版</del>	(株)TOKEIマーケティング
通称名		電話番号(代表) ( 03 ) 1234 - 1234
法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 <input type="checkbox"/>

C

2 所在地

『調査票の記入のしかた』1~2ページ参照

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	1 6 2 - 0 0 6 6	都道府県名	東京都	市区町村名	新宿区
町丁・字・番地・号	若松町3丁目2番2号				
ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)	TOKEI オフィスタワービル 1階~38階				

D

3 経営組織及び資本金等の額

『調査票の記入のしかた』1~2ページ参照

- 「1 経営組織」の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 「2 資本金等の額」は、1において「1 株式会社・有限会社・相互会社」から「3 合同会社」までの場合に記入してください。
- ○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。

1 経営組織	① 株式会社・有限会社・相互会社	} →	2 資本金等の額 (資本金、出資金又は基金の額を記入してください。 (万円未満四捨五入))	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
	② 合名会社・合資会社						2	0	0	0	0	0	0
③ 合同会社													
④ 会社以外の法人 (公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、学校・医療法人、協同組合、信用金庫等)													

## 記入上の注意

- ・「通称名」欄には屋号などを記入してください。
- ・フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を「通称名」欄に記入してください。

## A 調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、調査票を記入される方の記入者氏名、部署名及び電話番号を記入してください。

## 1 名称、電話番号及び法人番号

## B 名称、電話番号及び法人番号

- ・名称は、略称ではなく**正式名称**(法人の場合は登記上の名称)を記入してください。  
法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の( )書きのように省略しても差し支えありません。

<b>例</b>	株式会社 →(株)	合同会社 →(同)	生活協同組合 →(生協)	公益社団法人 →(公社)
	有限会社 →(有)	学校法人 →(学)	漁業協同組合 →(漁協)	公益財団法人 →(公財)
	合名会社 →(名)	医療法人 →(医)	農業協同組合 →(農協)	一般社団法人 →(一社)
	合資会社 →(資)	宗教法人 →(宗)	社会福祉法人 →(福)(社福)	一般財団法人 →(一財)

- ・正式名称に変更がある場合は、「フリガナ」欄にも変更後の正式名称を**カタカナ**で記入してください。英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についてもフリガナを記入してください。ただし、「株式会社」などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

## 2 所在地

## C 所在地

- ・本社、本店又は本所の所在地を記入してください。
- ・登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。
- ・固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ・番地・号については、例えば、「3丁目2番2号」を「3丁目2-2」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。

**例** ○ 若松町3丁目2番2号    ○ 若松町3丁目2-2    × 若松町3-2-2

- ・ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)**を記入してください。
- ・他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「**〇〇構内**」(〇〇は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

## 3 経営組織及び資本金等の額

## D 経営組織及び資本金等の額

- ・「①経営組織」について、会社以外で法人格を持っている団体は「④会社以外の法人」を選択してください。
- ・「②資本金等の額」は、「①経営組織」において「①」~「③」のいずれかを選択した場合に記入します。
- ・資本金、出資金又は基金の額は1万円単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ・「¥」記号は記入しないでください。

**E** 4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

『調査票の記入のしかた』3ページ参照

- ① 税込み
- ② 税抜き

●5欄以降はできる限り「①税込み」で記入してください。  
ただし、税込みで記入できない場合は「②税抜き」で記入してください。

●選択した記入方法を○で囲んでください。

**F** 5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

『調査票の記入のしかた』3～4ページ参照

●2018年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額、費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、2018年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)

●3欄①が「4会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。  
「①売上(収入)金額」: 経常収益を記入 「④費用総額」: 経常費用を記入

「主な費用項目」: 各欄に記入

●「卸売業、小売業」を営んでいる場合は、「②卸売販売額(代理・仲立手数料を含む)」、「③小売販売額」についても記入してください。  
本店間の商品振替額を除いて記入してください。

		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
①売上(収入)金額						5	5	0	0	0	0	0,000
年間商品 販売額	②卸売販売額(代理・仲立手数料を含む)										0	0,000
	③小売販売額						6	7	0	0	0	0,000
④費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)						5	4	6	1	0	0	0,000
主な 費用項目	⑤給与総額					1	8	6	3	0	0	0,000
	⑥租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)								1	5	0	0,000
	⑦支払利息等								3	0	0	0,000

企業単位の調査となります。  
連結での金額ではなく、企業単体の金額を記入してください。

記入上の注意

- 金額は1万円単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- E** 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- 「5企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」欄以降はできる限り「税込み」で記入してください。  
ただし、税込みで記入できない場合は「税抜き」で記入してください。
  - 「①税込み」か「②税抜き」かについて、選択した記入方法を○で囲んでください。

5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- F** 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目
- 2018年(平成30年)1月から12月までの1年間について記入してください。  
※2018年(平成30年)1月から12月までの1年間で記入できない場合は、2018年(平成30年)を最も多く含む決算期間について記入してください。
  - ※営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
  - 「損益計算書」を参考に記入してください(各項目の内容は、次ページの表を参照してください)。  
※「損益計算書」を作成していない場合は、「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」、「消費収支計算書」などを参考にしてください。
  - ※上記以外で経理する収益事業がある場合には、その収支金額も含めて記入してください。
  - 「3経営組織及び資本金等の額」欄において、「4会社以外の法人」を選択した場合、「寄付金、補助金、運営費交付金等」は、「①売上(収入)金額」に含めます。

## F 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目(つづき)

【損益計算書の例】

項目	金額
経常損益の部	
営業損益の部	
I 売上高	*****
II 売上原価	*****
売上総利益	*****
III その他の営業収入	*****
営業総利益	*****
IV 販売費及び一般管理費	*****
営業利益	*****
営業外損益の部	
営業外収益	*****
営業外費用	*****
経常利益	*****
特別損益の部	
特別利益の部	
固定資産売却費	*****

※「①売上(収入)金額」には、事業活動によって得た収入の総額を記入してください。事業外で得た収入(営業外収益や特別利益に該当)は含めないでください。

項目	会社	会社以外の法人
①売上(収入)金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などの会社の事業活動によって得た収入の総額を記入してください。</li> <li>事業外で有価証券、土地・建物、機械・器具などの財産を運用又は売却などして得た収入は含めません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常収益を記入してください。</li> </ul>
年間商品 販売額	②卸売販売額 (代理・仲立手数料を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「①売上(収入)金額」のうち、購入した商品を別の業者に販売した額を記入してください。</li> </ul>
	③小売販売額	<ul style="list-style-type: none"> <li>「①売上(収入)金額」のうち、商品を個人や家庭に販売した額を記入してください。</li> </ul>
④費用総額 (売上原価+販売費及び一般管理費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「①売上(収入)金額」に対応する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)を記入してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常費用を記入してください。</li> </ul>
主な費用項目	⑤給与総額	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員(非常勤を含む)及び従業者(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、賞与、手当、賃金等)の総額を記入してください。</li> <li>他の会社などに出向・派遣している従業者に支給している給与を含めます。</li> </ul>
	⑥租税公課 (法人税、住民税、事業税を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。</li> <li>収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。</li> <li>税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。</li> <li>法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。</li> </ul>
	⑦支払利息等	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。</li> <li>※営業外費用に計上する支払利息等が該当します(「④費用総額」の内数ではありません)。</li> <li>「銀行業」及び「協同組織金融業」は記入不要です。</li> </ul>

## 6 企業全体の主な事業の内容

### G 6 企業全体の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』5～10ページ参照

- 印字されている場合、内容に変更があれば、二重線で消して修正してください。

主な事業の内容	<del>出版業</del> 広告業
	(生產品、取扱商品又は營業種目) <del>出版・印刷出版業</del> インターネット広告業

## 6 企業全体の主な事業の内容

### G 企業全体の主な事業の内容

- 「企業全体の主な事業の内容」の記入にあたっては、以降の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
- 支所・支社・支店を含めた企業全体の主な事業内容を記入してください。
- 企業全体の主な事業内容は、会社の定款に記載されているものとは関係なく、実際に行っている主な事業内容について記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、2018年(平成30年)1月から12月までの1年間の売上(収入)金額が最も多い事業内容について記入してください。
- 商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、又は何を賃貸しているかがわかるように品目まで記入してください。

#### 記入例

##### ●飲食サービス業の場合

- 客の注文に応じてその場で調理している場合は、その旨を飲食品の種類とともに記入してください。
- 店内で飲食が可能か又は持ち帰り専門か若しくは配達専門かがわかるように記入してください。
- 特定の料理を提供している場合は、提供している飲食品の種類がわかるように、「天ぷら料理店」、「中華料理店」、「すし店」、「焼肉店」などのように記入してください。
- 各種の料理を提供している場合は、「一般食堂」、「大衆食堂」、「ファミリーレストラン(各種料理)」などのように記入してください。
- 主として酒を提供している場合は、「居酒屋」、「バー」、「キャバレー」、「ナイトクラブ」などのように記入してください。

主な事業の内容	持ち帰りすし店(注文を受けて調理)
	(生產品、取扱商品又は營業種目) 海鮮丼

主な事業の内容	一般食堂
	(生產品、取扱商品又は營業種目) から揚げ定食

主な事業の内容	ファミリーレストラン
	(生產品、取扱商品又は營業種目) 日替ランチ

## 記入例(つづき)

### ●商品を販売している場合

- ・取り扱っている商品名と、卸売か小売かの別を記入してください。
- ・調理済み弁当などを小売している場合は、「〇〇の小売(調理済み)」と記入してください。
- ・各種商品を販売している百貨店やスーパーなどの場合は、販売している商品を記入し、店の種類(コンビニエンスストア、スーパー、百貨店など)を付け加えてください。
- ・商品を製造して小売している場合は、「〇〇の製造小売」と記入してください。
- ・自ら製造を行わず、下請業者に製造(加工)させて、この企業(自社)の製品として卸売している場合は、「〇〇の卸売」と記入してください。
- ・製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造小売」などと、どちらが主な方かがわかるように記入してください。
- ・店舗を持たず、専らカタログ、テレビ、インターネット等の通信販売により個人から注文を受け、商品を販売している場合は、「〇〇の通信販売(無店舗)」と記入してください。

主な事業の内容	弁当の小売(調理済み) (生産品、取扱商品又は営業種目) から揚げ弁当
---------	--

主な事業の内容	各種商品の小売(総合スーパー) (生産品、取扱商品又は営業種目) 衣・食・住にわたる商品
---------	---

主な事業の内容	パソコン等の機械器具の卸売 (生産品、取扱商品又は営業種目) プリンター
---------	---

主な事業の内容	婦人服の通信販売(無店舗) (生産品、取扱商品又は営業種目) 婦人服
---------	---------------------------------------

### ●物品を製造(加工)している場合

- ・何を作っているのか(生産品の名称)、何から作っているのか(材料)、製品の用途、製造の方法などがわかるように記入してください。
- ・製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造卸売」などと、どちらが主な方かがわかるように記入してください。
- ・機械器具やプラスチック製品などを製造している場合は、その用途を記入してください。

主な事業の内容	革製手袋の製造 (生産品、取扱商品又は営業種目) 野球用
---------	---------------------------------

主な事業の内容	魚肉加工による練り製品の製造 (生産品、取扱商品又は営業種目) かまぼこ
---------	---

主な事業の内容	電化製品用プラスチック製品の製造 (生産品、取扱商品又は営業種目) 電話機器体
---------	--

主な事業の内容	電子デバイス製造 (生産品、取扱商品又は営業種目) 液晶/パネル
---------	-------------------------------------

### ●物品の修理を行っている場合

- ・何を修理しているかがわかるように記入してください。
- ・同種商品の販売を兼ねている場合は、その旨を記入してください。

主な事業の内容	自動車の整備・小売(自動車販売) (生産品、取扱商品又は営業種目) 自動車の整備
---------	---

### ●物品の賃貸を行っている場合

- ・何を賃貸しているかがわかるように記入してください。

主な事業の内容	建設機械レンタル業 (生産品、取扱商品又は営業種目) クレーン
---------	------------------------------------

主な事業の内容	レンタカー業 (生産品、取扱商品又は営業種目) 自動車
---------	--------------------------------

## 6 企業全体の主な事業の内容(つづき)

### 記入例(つづき)

#### ●小売電力事業者の場合

- ・事業者向けか家庭向けかわかるように記入してください。
- ・発電も行っている場合は、その旨を記入してください。

主な事業の内容	太陽光発電と売電事業 (生産品、取扱商品又は営業種目) 電気小売(事業者向け)
---------	--

#### ●倉庫の場合

- ・低温装置を施した倉庫を所有している場合は、その旨を記入してください。

主な事業の内容	倉庫業 (生産品、取扱商品又は営業種目) 冷蔵倉庫業
---------	-------------------------------

主な事業の内容	自家用倉庫 (生産品、取扱商品又は営業種目) 清涼飲料水
---------	---------------------------------

#### ●運輸事業の場合

- ・運送手段の種類(自動車、軽自動車、オートバイ、鉄道、航空機、船舶など)と運送する対象(人、物)などがわかるように記入してください。
- ・貨物利用運送業の場合は、第一種利用運送業か第二種利用運送業かわかるように記入してください。
- ・貨物の運送取次店かわかるように、具体的に記入してください。

主な事業の内容	乗合バスによる旅客の運送 (生産品、取扱商品又は営業種目) 路線バス
---------	---------------------------------------

主な事業の内容	トラックによる貨物宅配便(第一種利用運送業) (生産品、取扱商品又は営業種目) 食品
---------	---

主な事業の内容	運送取次業 (生産品、取扱商品又は営業種目) 小荷物
---------	-------------------------------

#### ●不動産に関する事業を行っている場合

- ・不動産の種類(住宅、事務所、店舗、土地など)のほか、これらについて売買しているか、賃貸しているか又はそれらの代理・仲介をしているかわかるように記入してください。
- ・マンションの管理を請け負っている場合は、「マンションの管理」と記入してください。
- ・ビルなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転、その他維持管理を行っている場合は、「ビル総合管理」、「建物の清掃・保守」などのように記入してください。

主な事業の内容	アパート・マンションの賃貸の仲介 (生産品、取扱商品又は営業種目) アパート
---------	---

主な事業の内容	マンションの管理 (生産品、取扱商品又は営業種目) マンション
---------	------------------------------------

主な事業の内容	ビル総合管理 (生産品、取扱商品又は営業種目) 空調設備の点検
---------	------------------------------------



## 記入例(つづき)

### ●協同組合の場合

- ・協同組合の種類(農業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合など)のほか、協同組合が行っている事業の内容を記入してください。
- ・単一の事業を行っている場合は、その事業(営農センター、共同選果場、ガソリンスタンドなど)を記入してください。
- ・信用事業又は共済事業のほかに購買事業、販売事業、経営・技術指導等を行っている場合には、必ず信用事業又は共済事業を記入し、さらに行っている他の事業を記入してください。

主な事業の内容	信用、共済、購買を行う農協 (生産品、取扱商品又は営業種目) 信用
---------	--------------------------------------

主な事業の内容	農業資材販売 (生産品、取扱商品又は営業種目) 肥料
---------	-------------------------------

主な事業の内容	金融業務 (生産品、取扱商品又は営業種目) 窓口業務
---------	-------------------------------

### ●労働者(人材)の派遣などを行っている場合

- ・「労働者派遣業」、「職業紹介業」又は「業務請負」のいずれかがわかるように記入してください。
- ・なお、「業務請負」の場合は、請け負っている内容がわかるように記入してください。

主な事業の内容	労働者派遣業 (生産品、取扱商品又は営業種目) 事務員
---------	--------------------------------

主な事業の内容	職業紹介業 (生産品、取扱商品又は営業種目) 営業スタッフ
---------	----------------------------------

主な事業の内容	業務請負 (生産品、取扱商品又は営業種目) 自動車塗装(請負)
---------	------------------------------------

### ●病院・医院などの場合

- ・専門の科名と病床数を記入してください。
- ・医院などで、病床数がなければ「病床数0」と記入してください。

主な事業の内容	●●病院(病床数 150) (生産品、取扱商品又は営業種目) 内科
---------	--------------------------------------

主な事業の内容	●●クリニック(病床数 0) (生産品、取扱商品又は営業種目) 内科
---------	---------------------------------------

### ●宿泊施設の場合

- ・施設の種類がわかるように、「旅館」、「ホテル」、「簡易宿泊所」、「カプセルホテル」、「ユースホステル」などと記入してください。
- ・民宿の場合は、「旅館」、「ホテル」又は「簡易宿泊所」がわかるように記入してください。

主な事業の内容	民宿(旅館業) (生産品、取扱商品又は営業種目) 宿泊
---------	--------------------------------

## 6 企業全体の主な事業の内容(つづき)

### 記入例(つづき)

#### ●手技などによる施術を行っている場合

- ・主に療術を行う場合は、施術の内容とともに、療術であることがわかるように記入してください。
- ・主に美容・痩身を目的とするエステティック業の場合は、「エステティック業」、「エステティックサロン」などと記入してください。
- ・主に心身の緊張を弛緩させるための手技による施術を行う場合は、「リラクゼーション業(手技を用いるもの)」と記入してください。

主な事業の内容	ヘッドセラピー(マッサージ) (生産品、取扱商品又は営業種目) ヘッドセラピー
---------	--

主な事業の内容	エステティック業 (生産品、取扱商品又は営業種目) 美顔
---------	---------------------------------

主な事業の内容	リラクゼーション業(手技を用いるもの) (生産品、取扱商品又は営業種目) ハンドケア(手技)
---------	---

#### ●福祉事業を行っている場合

- ・児童福祉、老人福祉、障がい者福祉のいずれかがわかるように記入してください。また、施設の種類がわかるように記入してください。
- ・1箇所で、複数の施設を経営している場合は、主な施設の種類がわかるように記入してください(同じ場所であっても、他者が経営している事業所は除きます)。

主な事業の内容	児童福祉施設 (生産品、取扱商品又は営業種目) 小規模保育事業所
---------	-------------------------------------

主な事業の内容	老人デイサービスセンター (生産品、取扱商品又は営業種目) デイサービス
---------	---

主な事業の内容	介護老人保健施設 (生産品、取扱商品又は営業種目) リハビリ
---------	-----------------------------------

主な事業の内容	グループホーム(障がい者) (生産品、取扱商品又は営業種目) 生活支援
---------	--

主な事業の内容	高齢者複合福祉施設 (生産品、取扱商品又は営業種目) 特別養護老人ホーム
---------	---

#### ●保険を取り扱っている場合

- ・扱っている保険の種類(生命保険、火災保険など)がわかるように記入してください。
- ・代理店の場合は、その旨を記入してください。

主な事業の内容	生命保険業 (生産品、取扱商品又は営業種目) 生命保険
---------	--------------------------------

主な事業の内容	保険代理店 (生産品、取扱商品又は営業種目) 自動車保険
---------	---------------------------------

#### ●設計業を行っている場合

- ・土木・建築の設計か、機械の設計かの区別がわかるように記入してください。

主な事業の内容	建設設計監理業 (生産品、取扱商品又は営業種目) 設計監理
---------	----------------------------------

## 記入例(つづき)

### ●学校、塾などの場合

- ・洋裁学校、外国語学校などの場合は、専修学校又は各種学校の認可を得ているか否かの区別がわかるように記入してください。

主な事業の内容	外国語学校(専修学校) (生産品、取扱商品又は営業種目) 英語
---------	------------------------------------

### ●研究所の場合

- ・どのような内容の研究を行っているかがわかるように記入してください。
- ・製品(商品)の研究を行っている場合は、その研究内容を記入してください。

主な事業の内容	●●研究所 (生産品、取扱商品又は営業種目) 抗がん剤
---------	--------------------------------

### ●墓石の製造及び小売を行っている場合

- ・墓石の製造と小売の両方を行っている場合は、どちらが主な方がわかるように記入してください。

主な事業の内容	墓石の製造及び小売 (生産品、取扱商品又は営業種目) 墓石の小売
---------	-------------------------------------

### ●広告内容の制作のみを行っている場合

- ・どのような広告を制作しているかがわかるように「折込広告制作業」、「新聞広告制作業」、「テレビコマーシャル制作業」などのように記入してください。

主な事業の内容	新聞広告制作業 (生産品、取扱商品又は営業種目) 新聞広告
---------	----------------------------------

### ●広告業を行っている場合

- ・「広告業」又は「広告代理業」と記入してください。

主な事業の内容	広告業 (生産品、取扱商品又は営業種目) テレビ広告
---------	-------------------------------

### ●純粋持株会社の場合

- ・「純粋持株会社」と記入してください。

主な事業の内容	純粋持株会社 (生産品、取扱商品又は営業種目) 純粋持株会社
---------	-----------------------------------

【8 欄の金額を実数で記入した場合の例】

7 企業全体の事業活動の内容 8 企業全体の事業活動別の売上(収入)金額

『調査票の記入のしかた』11~12ページ参照

5 欄「1売上(収入)金額」の内訳として該当する事業活動の内容を、以下のように記入してください。

【事業活動①から⑥まで】

・製造業又はサービス業の事業活動のうち、売上(収入)金額が大きい事業活動(上位6つまで)について、事業活動の内容及びそれに対応する分類番号を別冊の『事業活動一覧』を参照の上、➡の右欄に記入してください。

・➡の左欄に事業活動が印字されている場合は、記載内容を確認の上、該当しなければ二重線で消し、該当する事業活動の内容及びそれに対応する分類番号を➡の右欄に記入してください。

【事業活動⑦その他】

・事業活動①から⑥までに記入していない事業活動(製造業及びサービス業以外の産業も含む)がある場合は、主な事業活動を記入してください。

7 欄の事業活動ごとに、5 欄「1売上(収入)金額」の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)

「⑦その他」は、事業活動①から⑥以外で行っている事業活動の売上(収入)金額の合計となります。

(金額で記入できない場合は、5 欄「1売上(収入)金額」に占める割合(%)を記入してください。)(小数点以下四捨五入)

H	4:1 - 4:0		売上(収入)金額										又は割合(%)	
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円			
1	出版業	➡										980000	0,000	
2	広告制作業	➡										1000000	0,000	
3	広告業	➡										2200000	0,000	
4	<del>その他の生活関連サービス業</del>	➡	60									630000	0,000	
5		➡	72									395000	0,000	
6		➡	74									240000	0,000	
7	その他(うち、主な事業活動を記入してください。)											55000	0,000	
	農業 (室内及び屋上による栽培)													
	合計													100

左欄

右欄

【8 欄の金額を割合で記入した場合の例】

H	4:1 - 4:0		売上(収入)金額										又は割合(%)	
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円			
1	出版業	➡												18
2	広告制作業	➡												18
6		➡	74											4
7	その他(うち、主な事業活動を記入してください。)													1
	農業 (室内及び屋上による栽培)													
	合計													100

## 記入上の注意

- 金額は1万円単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

## 7 企業全体の事業活動の内容

### H 企業全体の事業活動の内容

- 事業活動の内容及びそれに対応する分類番号は、別冊『事業活動一覧』を参照してください。  
※「卸売業、小売業」を業務として営んでいる場合は、取り扱う商品ごとに記入してください。
- 事業活動①から⑥までは、製造業又はサービス業の事業活動のうち、売上(収入)金額が大きい事業活動を最大6つまで記入します。
- 売上(収入)金額が上位6位までの事業活動について、▶の左欄の印字内容で、  
漏れなく印字されている場合は、7欄の修正は不要で、そのまま8欄を記入してください。  
漏れがあるなど、印字内容に修正等の必要がある場合、以下の順に確認・記入してください。

#### (ア) 印字内容の削除

P 11の 7欄④左欄を参照

売上(収入)金額が上位7位以下の事業活動が、  
▶の左欄に印字されている場合

行っていない事業活動が、▶の左欄に印字されている場合

▶の左欄を二重線で消してください。

#### (イ) 印字のない事業活動の追記

P 11の 7欄④、⑤及び⑥右欄を参照

▶の左欄に印字された事業活動以外に、売上(収入)金額が上位6位までの事業活動がある場合

▶の右欄に、売上(収入)金額が上位6位までの事業活動の内容及びそれに対応する分類番号を記入してください。

- 事業活動①から⑥までに記入していない事業活動(製造業及びサービス業以外の産業も含む)がある場合は、「⑦その他」に主な事業活動を記入してください。  
<注意> 記入時点で行っていない事業活動でも、5欄「①売上(収入)金額」(P 3参照)の内訳として含まれる場合には、企業全体の事業活動の内容として記入します。

## 8 企業全体の事業活動別の売上(収入)金額

### I 企業全体の事業活動別の売上(収入)金額

- 事業活動別に対応する売上(収入)金額を記入してください。①～⑦の事業活動の売上(収入)金額の合計と5欄「①売上(収入)金額」(P 3参照)が同額となります。
- 事業活動別の売上(収入)金額の記入が難しい場合は、企業全体の売上(収入)金額に占める割合を記入してください。
- 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。  
有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。
- 事業を継続しているにもかかわらず、事業活動に対応する売上(収入)金額がない場合は、事業活動を二重線で消さずに「0」万円と記入してください。
- 「⑦その他」の売上(収入)金額には、「事業活動①～⑥」以外の全ての事業の売上(収入)金額をまとめて記入してください。
- 割合で記入する場合は、合計が100(%)となるよう整数で記入してください。

## 9 電子商取引の有無及び割合

### 9 電子商取引の有無及び割合

『調査票の記入のしかた』13ページ参照

- 該当する番号すべてを○で囲んでください。
- 「①一般消費者と行った」に該当する場合は、5欄の「①売上(収入)金額」に占める一般消費者との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

- 電子商取引とは、インターネットなどを介して、貴社が設定した定型の様式により成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積り・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。

J

- ① 一般消費者と行った\* ② 他の企業と行った ③ 行わなかった

2 %

5欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。

(※取引相手を個別に判別できない場合は、専ら一般消費者を対象に、モノ、サービスを提供するサイト(いわゆる「B to Cサイト」)のことで、サイトの運営については自社か他社かは問いません)等でまとめた単位で、取引金額の割合を記入してください。

## 9 電子商取引の有無及び割合

### J 電子商取引の有無及び割合

- 電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約(受発注が確定)したものをいいます。  
したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。
- 「①一般消費者と行った」を選択した場合、5欄の「①売上(収入)金額」に占める一般消費者との電子商取引の割合を記入してください。記入にあたっては、以下の主な商取引の例を参考にしてください。  
なお、取引相手を個別に判別できない場合は、専ら一般消費者を対象に、モノ、サービスを提供するサイト(いわゆる「B to Cサイト」)のことで、サイトの運営については自社か他社かは問いません)等でまとめた単位で、取引金額の割合を記入してください。

#### 【対象となる商取引の例】

##### 物品の例

- インターネット・ショッピング・サイトなどに店舗し、商品を販売する場合
- 自らショッピング・サイトを構築し、商品を販売する場合

##### サービスの例

- 旅行・宿泊などの予約
- 自動車損害保険などの販売
- 航空機・電車・バスなどの座席予約
- インターネットバンキング
- イベントなどのチケット予約
- コンビニエンスストアに設置された端末でのチケットなどの販売

※電子商取引割合に該当する金額は、一般消費者から得た収入金額(旅行代金、運賃、保険料、インターネットバンキングの手数料など)です。

##### デジタルコンテンツの例

- 映像(動画)、音楽などの販売
- ゲームなどのオンライン用コンテンツの販売
- 電子書籍などの販売

#### 【対象とならない商取引の例】

- × 受発注行為の準備行為に関連する見積り、購入前調査
  - ・見積り請求、資料請求又はカタログ請求
- × 通常、インターネット上で契約が完結することのないもの
  - ・商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合
  - ・対面での説明・書類提示等が必要な場合(不動産・住宅リフォーム・レンタカーなど)
- × 直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページ開設のみの場合
  - ・商品を広告するためのホームページの開設
  - ・「買い物かご」、「カート」などによる購入や予約ができない場合
  - ・他のサイトにリンクしているだけの場合
- × 銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引
  - ・航空機、電車、バスなどのインターネットからの座席予約は対象となりますが、専用線を用いた自動券売機の売上は対象外となります。

## 10 企業全体の年初及び年末商品手持額

K

- 2018年の年初及び年末現在で記入してください(この期間で記入できない場合は、最寄りの決算日・棚卸日で記入してください)。(万円未満四捨五入)

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 年初商品手持額						2	0	0	0	0	0,000
② 年末商品手持額						4	0	0	0	0	0,000

## 11 企業全体の年間商品仕入額

L

- 2018年1月から12月までの1年間の商品仕入額を記入してください(この期間で記入できない場合は、2018年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
						7	5	0	0	0	0,000

10 欄、11 欄については、貴企業において、**卸売業または小売業を主な業務として営んでいる場合のみ**記入します。

## 記入上の注意

- 金額は1万円単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

## 10 企業全体の年初及び年末商品手持額

## K 企業全体の年初及び年末商品手持額

- 2018年(平成30年)年初及び年末現在に、販売の目的で保有していたすべての商品手持額を記入してください。2018年(平成30年)年初及び年末現在によるのが困難な場合は、最寄りの決算日又は棚卸日現在により記入してください。
- 営業用倉庫及び他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品、あるいは輸送中又は輸送前に売手の手元にある買入商品、また、試用販売のため、一般家庭などで試用中の商品なども商品手持額に含めます。
- 他の企業から販売を委託されている商品(受託品)は商品手持額に含め、他の企業へ販売を委託している商品(委託品)は商品手持額に含めません。なお、受託品の手持額の評価は、販売価格から手数料を差し引いた価格によります。

## 11 企業全体の年間商品仕入額

## L 企業全体の年間商品仕入額

- 2018年(平成30年)1月から12月までの1年間(この期間で記入困難な場合は、2018年(平成30年)を最も多く含む決算期間)の企業外からの商品仕入額を記入してください。
- ※ 国外にある自企業の支店から商品を直接輸入した場合は、仕入額に含めます。

12 企業全体の事業内識別の費用の割合

『調査票の記入のしかた』15~20ページ参照

•以下の(1)から(21)までの事業内容別の費用について、調査票第1面5欄「4費用総額」で記入した金額に占める割合を記入してください。

事業内容	内容例示	費用総額に占める割合 (%)
(1) サービス事業以外	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業	1
(2) 卸売事業 (代理・仲立事業を含む)	繊維・衣服等卸売業、飲食品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業 等	
(3) 小売事業	繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、無店舗小売業 等	1 0
(4) 電気、ガス、熱供給、水道事業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	
(5) 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業	固定・移動電気通信業、放送業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、貸スタジオ 等	3 0
(6) 運輸、郵便事業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、郵便業(信書便事業を含む)	
(7) 運輸に附帯するサービス事業	倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業 等	
(8) 金融、保険事業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、短資業、手形交換所、両替業、保険業 等	
(9) 情報サービス、インターネット附随サービス事業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業	
(10) 不動産取引事業	建物売買業、土地販売業、不動産代理業・仲介業	
(11) 不動産賃貸・管理事業	不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業	
(12) 物品賃貸事業	産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業 等	
(13) 学術研究、専門・技術サービス事業	自然科学・人文・社会科学研究所、弁護士・公認会計士などの士業事務所、公証人役場、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、広告業、獣医学、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、土木建築サービス業、持株会社、写真業、プラントエンジニアリング 等	5 9
(14) 宿泊事業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、会社・団体の宿泊所、リゾートクラブ 等	
(15) 飲食サービス事業	食堂、レストラン、日本料理店、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、持ち帰り・配達飲食サービス 等	
(16) 生活関連サービス、娯楽事業	洗濯・理容・美容業、公衆浴場業、エステティック業、旅行業、衣服裁縫修理業、物品預り、映画館、結婚式場業、葬儀業、火葬業、墓地管理業、劇団、劇団、球場、球団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、ビリヤード場、パチンコホール、ダンスホール、マリナー業、フィットネスクラブ 等	
(17) 社会教育、学習支援事業	公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、職業訓練施設、学習塾、スポーツ・音楽・書道・生花・茶道・そろばん・外国語会話教授業 等	
(18) 医療・保健衛生事業	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、歯科技工所、健康相談施設、検査業、消毒業 等	
(19) 社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険事業団体、保育園、託児所、保育所型認定こども園、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所・短期入所介護事業、訪問介護事業、認知症老人グループホーム、有料老人ホーム、障害者福祉事業、更生保護事業 等	
(20) 学校教育事業	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校、学校教育支援機関、幼保連携型認定こども園 等	
(21) その他のサービス事業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、宗教、集会場、と畜場、政治・経済・文化団体、速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、コールセンター 等	
合計	5 欄「4費用総額」	1 0 0





事業内容に関する説明(つづき)

事業内容	例示
<p>(5) 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業</p>	<p>情報の制作、加工、伝達、提供を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通信サービス(電話、無線、インターネット接続など)</li> <li>○ 通信に付帯するサービス(携帯電話の契約、解約など)</li> <li>○ 放送サービス(テレビ放送時間の販売事業など)</li> <li>○ 映画、テレビ番組などの制作、配給</li> <li>○ 新聞、書籍の発行</li> <li>○ 広告制作(印刷物に係る広告制作)</li> <li>○ ニュース供給(通信社のニュース供給など)</li> <li>○ サーバハウジング、サーバホスティング</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 広告代理業 →「(13)学術研究、専門・技術サービス事業」</li> <li>× 新聞、書籍等の印刷業務 →「(1)サービス事業以外」</li> <li>× デザイン、コピーライター →「(13)学術研究、専門・技術サービス事業」</li> <li>× 携帯電話の販売 →「(2)卸売事業」又は「(3)小売事業」</li> <li>× 情報を記録したディスク等の複製・製造 →「(1)サービス事業以外」</li> </ul>
<p>(6) 運輸、郵便事業</p>	<p>旅客や貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業</p> <p>※(7)の事業を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 運転代行サービス →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」</li> <li>× 自動車駐車場 →「(11)不動産賃貸・管理事業」</li> <li>× 手荷物、自転車等の一時的な物品預り →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」</li> </ul>
<p>(7) 運輸に付帯するサービス事業</p>	<p>運輸に付帯するサービスの提供を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運輸施設の運用事業、運輸施設提供業</li> <li>○ 倉庫業(普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管庫を含む)</li> <li>○ 港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、水先業、検数・検量業</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 集配利用運送業 →「(6)運輸、郵便事業」</li> <li>× 自動車一時駐車場業 →「(11)不動産賃貸・管理事業」</li> <li>× 観光ガイド →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」</li> <li>× 包装業 →「(21)その他のサービス事業」</li> <li>× 船舶清掃業 →「(21)その他のサービス事業」</li> <li>× 船舶解体業 →「(21)その他のサービス事業」</li> <li>× 船舶給水業 →「(4)電気、ガス、熱供給、水道事業」</li> </ul>
<p>(8) 金融、保険事業</p>	<p>資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関</li> <li>○ 金融商品取引業、商品先物取引業</li> <li>○ 補助的金融業(信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など)</li> <li>○ 保険業(保険代理業、損害査定業を含む)</li> </ul>

事業内容に関する説明(つづき)

事業内容	例示
<p>(9) 情報サービス、インターネット附随サービス事業</p>	<p>情報の処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ソフトウェア事業(受注ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など)</li> <li>○ 情報処理サービス(データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など)</li> <li>○ 各種調査(市場調査、世論調査など)</li> <li>○ 情報提供サービス(不動産情報、気象情報など)</li> <li>○ ポータルサイト・サーバ運営業務(インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む)</li> <li>○ ウェブコンテンツ配信(映像、音楽、ゲームソフト配信など)</li> <li>○ インターネット利用サポート業務(電子認証、課金・決済代行、セキュリティサービスなど)</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>× ゲーム用ディスク、情報記録物の製造 →「(1)サービス事業以外」</li> <li>× インターネット広告業 →「(13)学術研究、専門・技術サービス事業」</li> </ul>
<p>(10) 不動産取引事業</p>	<p>土地、建物の売買を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地、建物などの不動産の売買を行う事業(自ら建築施工・土地造成などを行うものを除く)</li> <li>○ 不動産売買・賃貸の仲介業務</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 土地、建物などの不動産の売買を行う事業(自ら建築施工・土地造成などを行うもの) →「(1)サービス事業以外」</li> <li>× 不動産鑑定事業 →「(13)学術研究、専門・技術サービス事業」</li> </ul>
<p>(11) 不動産賃貸・管理事業</p>	<p>土地、建物の賃貸・管理を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など)</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」</li> <li>× 公民館など社会教育施設の賃貸 →「(17)社会教育、学習支援事業」</li> <li>× 展示会場、集会場の賃貸 →「(21)その他のサービス事業」</li> <li>× 下宿業 →「(14)宿泊事業」</li> <li>× 倉庫業 →「(7)運輸に附帯するサービス事業」</li> <li>× ビルメンテナンス業 →「(21)その他のサービス事業」</li> </ul>
<p>(12) 物品賃貸事業</p>	<p>物品を賃貸する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リース、レンタル事業(産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょうなど)</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 映画配給事業 →「(5)通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業」</li> <li>× リネンサプライ事業(シーツ、ベッドカバーなど) →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」</li> </ul>

## 事業内容に関する説明(つづき)

事業内容	例示
(13) 学術研究、専門・技術サービス事業	<p>学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究、製品開発事業</li> <li>○ 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス事業</li> <li>○ デザイン、機械設計事業</li> <li>○ 著述家、芸術家事業(作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など)</li> <li>○ 広告事業(広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供)</li> <li>○ 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業</li> <li>○ 経営コンサルタント事業</li> <li>○ 持株会社における子会社の管理業務</li> <li>○ プラントエンジニアリング・プラントメンテナンス(石油精製、化学、製鉄、発電等の大規模なプラントを対象としたもの)</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 広告制作業(印刷物、テレビコマーシャルなど) →「(5)通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業」</li> <li>× 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 →「(21)その他のサービス事業」</li> <li>× 写真現像事業 →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」</li> <li>× 船積貨物の検数業、検量業、船積貨物鑑定業 →「(7)運輸に附帯するサービス事業」</li> </ul>
(14) 宿泊事業	<p>宿泊場所を提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス</li> <li>○ リゾートクラブ事業</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 社会福祉施設が行う宿泊事業 →「(19)社会保険・社会福祉・介護事業」</li> <li>× 貸家業、貸間業 →「(11)不動産賃貸・管理事業」</li> </ul>
(15) 飲食サービス事業	<p>客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス</li> <li>○ 居酒屋、スナック、バーなどアルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業</li> <li>○ 注文に応じて調理した料理品の販売を行う事業(持ち帰りすし、持ち帰り弁当など)</li> <li>○ 配達飲食サービス(宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど)</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 調理済みの飲食料品の小売 →「(3)小売事業」</li> </ul>

事業内容に関する説明(つづき)

事業内容	例示
(16) 生活関連サービス、 娯楽事業	<p>個人を対象に、家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洗濯・理容・美容・浴場事業(リネンサプライ、コインランドリー、エステティックなどを含む)</li> <li>○ 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像業、運転代行業など</li> <li>○ 衣服修理業(個人持ちの材料の縫製)</li> <li>○ 食品賃加工業(個人持ちの材料の加工)</li> <li>○ 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業</li> <li>○ 公園、遊園地事業、テーマパーク、スポーツ施設提供事業</li> <li>○ ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など</li> <li>○ D P E 取次業</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 理容学校・美容学校(各種学校) →「(20)学校教育事業」</li> <li>× スポーツ・健康教授業 →「(17)社会教育、学習支援事業」</li> <li>× 倉庫業 →「(7)運輸に附帯するサービス事業」</li> </ul>
(17) 社会教育、学習支援 事業	<p>社会教育や教養・技能などを教授する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会教育事業(公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など)</li> <li>○ 職業教育事業</li> <li>○ 学習塾、教養・技能教授業(音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など)</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 専修学校、各種学校 →「(20)学校教育事業」</li> <li>× テーマパーク、スポーツ施設提供事業(陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど) →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」</li> </ul>
(18) 医療・保健衛生事業	<p>医療、保健衛生に関するサービスを提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療事業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、歯科技工業など)</li> <li>○ 保健衛生事業(健康相談施設など)</li> </ul>
(19) 社会保険・社会福祉・ 介護事業	<p>社会保険、社会福祉、介護に関するサービスを提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会保険事業</li> <li>○ 児童福祉事業(保育所、児童相談所、乳児院、学童保育所など)</li> <li>○ 老人福祉・介護事業(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問介護事業、有料老人ホームなど)</li> <li>○ 障がい者福祉事業</li> </ul>
(20) 学校教育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型)、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業</li> <li>※ 幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育事業に係るものは、まとめて「(20)学校教育事業」とします。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 他の分類(「附属病院(医療)」、「小売事業」、「不動産事業」など)に該当する事業</li> <li>× 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型) →「(19)社会保険・社会福祉・介護事業」</li> <li>※ 認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育事業は、まとめて「(19)社会保険・社会福祉・介護事業」とします。</li> </ul>
(21) その他のサービス事業	(1)～(20)に分類されないサービス事業

13 費用の項目別内訳

『調査票の記入のしかた』21～28ページ参照

N

●次の太線枠内に印字された事業内容について、以下の「主な費用項目」別に費用の額を記入してください。  
 ※次の太線枠内には調査票第2面12欄の(2)から(21)までのいずれかの事業内容が印字されています。12欄で記入いただいた「費用総額に占める割合」の大小にかかわらず、太線枠内に印字された事業内容に係る費用の額を記入してください。(万円未満四捨五入)

学術研究、専門・技術サービス事業

主な費用項目	費用の額										円	
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万		
① 給与総額					1	0	6	1	0	0	0,000	
② 福利厚生費(退職金を含む)						1	1	2	0	0	0,000	
③ 賃借料(土地・建物)								1	2	0	0,000	
④ 賃借料(情報通信機器)									1	5	0,000	
⑤ 賃借料(その他)								1	5	0	0,000	
⑥ 減価償却費							1	2	8	1	0,000	
⑦ 外注費							1	2	0	0	0,000	
⑧ 広告宣伝費								6	5	0	0,000	
⑨ 保険料							1	1	0	0	0,000	
⑩ 水道光熱費								1	9	5	0,000	
⑪ 通信費								1	8	0	0,000	
⑫ 荷造運搬費								5	0	0	0,000	
⑬ 旅費・交通費							1	3	0	0	0,000	
⑭ 車両費							1	8	0	0	0,000	
⑮ 消耗品費							1	1	0	0	0,000	
⑯ 媒体費							3	8	1	0	9	0,000
⑰以降は、上記赤点線枠に記載されている事業内容等によって 調査する費用項目が異なります。 (P23～P28 参照)												

## 記入上の注意

- ・金額は1万円単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ・「¥」記号は記入しないでください。

## 13 費用の項目別内訳

### N 費用の項目別内訳

- ・赤点線の枠に印字されている事業内容に係る費用の内訳について、主な費用項目別に記入してください。費用項目には①～⑮の「共通項目」(下表参照)と、⑯以降の「産業別項目」(P23～P28 参照)があります。
- ※ 記入する金額は、第1面5欄の「④費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)」に、赤点線の枠に印字されている事業内容に該当する第2面12欄の「費用総額に占める割合」を掛けた金額の内訳となります。
- ※ 印字されている費用項目以外は記入する必要はありません。

#### 費用の項目の説明

##### 《共通項目》

項目	内容
① 給与総額	・役員(非常勤を含む)及び従業者(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、賞与、手当、賃金等)の総額を記入してください。
② 福利厚生費 (退職金を含む)	・当該期間に支払うべき事業主負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。
③ 賃借料 (土地・建物)	・土地・建物の賃借料の総額を記入してください。管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めて記入してください。経理上、売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
④ 賃借料 (情報通信機器)	・有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバなど)とその他附属機器などの情報通信機器の賃借料を記入してください。経理上、売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
⑤ 賃借料 (その他)	・「③ 賃借料(土地・建物)」及び「④ 賃借料(情報通信機器)」以外の賃借料があれば記入してください。経理上、売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
⑥ 減価償却費	・取得価格が10万円以上の有形・無形固定資産に係る減価償却費を記入してください。
⑦ 外注費	・業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 ※「情報サービス、インターネット附随サービス事業」においては、「⑦ 外注費」を記入せず、「⑯ 外注費(国内)」及び「⑰ 外注費(国外)」で国内と国外に分けて記入することになります。(P26参照)
⑧ 広告宣伝費	・ポスター、チラシ、テレビ用オンエアDVD、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費(外注分、媒体支払い費を含む)を記入してください。
⑨ 保険料	・損害保険料、地震保険料、生命保険料、自動車保険料などの保険料金を記入してください。
⑩ 水道光熱費	・電気代、ガス代及び水道代の支払額を記入してください。
⑪ 通信費	・電話料金やインターネット料金、郵送料金などの通信費用の総額を記入してください。
⑫ 荷造運搬費	・販売した商品や製品の発送に関わる梱包材料や資材などの支払額(荷造)、発送する際の運送費や搬送費などの支払額を記入してください。
⑬ 旅費・交通費	・役員や従業員が会社の業務遂行に要した旅費や交通費を記入してください。
⑭ 車両費	・ガソリン代、オイル代など車両の運営、維持、管理のために支払った費用を記入してください。
⑮ 消耗品費	・取得金額が10万円未満の消耗品又は使用可能期間(法定耐用年数)が1年未満の消耗品について支払った費用を記入してください。

## 費用の項目の説明(つづき)

## ＜産業別項目＞

## (2) 卸売事業(代理・仲立事業を含む)

項目	内容
商品売上原価	・年間商品販売額(卸売事業)に対応する仕入原価を記入してください。 年初在庫額+当年仕入額-年末在庫額 により計算してください。
販売手数料、 販売奨励費	・商品・製品の販売に関して、あらかじめ定められた契約等にもとづき、取引数量又は金額などに応じて、代理店・仲介人等へ支払った手数料・仲介料等又は、商品・製品の販売の促進を目的に支出した費用を記入してください。

## (3) 小売事業

項目	内容
商品売上原価	・年間商品販売額(小売事業)に対応する仕入原価、製造原価(製造小売の場合)を記入してください。 年初在庫額+当年仕入額-年末在庫額 により計算してください。
販売手数料、 販売奨励費	・商品・製品の販売に関して、あらかじめ定められた契約等にもとづき、取引数量又は金額などに応じて、代理店・仲介人等へ支払った手数料・仲介料等又は、商品・製品の販売の促進を目的に支出した費用を記入してください。

## (4) 電気、ガス、熱供給、水道事業

項目	内容
燃料費	・石炭費、燃料油費、核燃料減損額、ガス費、歴青質混合物費、バイオマス燃料費、廃棄物燃料費、助燃費及び蒸気料、運炭費及び運搬費を記入してください。
原材料費	・液化天然ガス、液化石油ガス、購入ガス、揮発油等の費用を記入してください。
修繕費	・伐採補償料等の補償費、有形固定資産、たな卸資産、消耗工具器具備品等の維持修繕のための材料費、支払修繕料など修繕に要した費用を記入してください。



費用の項目の説明(つづき)

(5) 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業

項目	内容
施設保全費	・電気通信設備の保全のために必要であった費用を記入してください。
通信設備使用料	・他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払った費用を記入してください。
制作費 (出演料等の人件費)	・出演者に支払った出演料及び演奏料、監督等制作スタッフ、要員などに要した人件費を記入してください。自社の従業員への給与等は除きます。
制作費(その他)	・「制作費(出演料等の人件費)」以外の制作費用(原作・脚本料、機材・資材費、現像費、編集費、録音費、スタジオ使用料、プリント費、出演者等の旅費交通費など)を記入してください。
配給権獲得費(国内)	・国内の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けたときに支払ったロイヤリティ(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。
配給権獲得費(国外)	・国外の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けたときに支払ったロイヤリティ(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。
配収支払費	・入場料収入(興行収入)から得た収入のうち、映画製作者に支払った費用を記入してください。
著作権使用料	・音声制作業務のために支払った著作権料を記入してください。
印税・原稿料	・著者(著作権者)に著作権使用料として発行部数見合いで支払った印税方式の経費又は原稿を買い取る形で支払った原稿料などの経費を記入してください。
版權獲得費(国内)	・国内の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品をビデオ化するための版權を得るために支払った費用を記入してください。
版權獲得費(国外)	・国外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品をビデオ化するための版權を得るために支払った費用を記入してください。

## 費用の項目の説明(つづき)

## (6) 運輸、郵便事業

項目	内容
動力費	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両保存費(車両修理工事における動力用の電気代等)及び運転用動力費を記入してください。</li> </ul>
燃料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の燃料及び助燃剤に要した費用(積込費用、容器代その他の附帯費用を含む)を記入してください。</li> </ul>
貨物費 (燃料費除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨物の揚げ積みに係る費用など、貨物の取り扱いに際して発生した費用(燃料費除く)を記入してください。</li> <li>※ 船内及び沿岸荷役費、船賃、荷役用具費用、接続費用、荷物監視料、検数料、検才料、集荷手数料、仲介手数料、積付資材費用、船内掃除料、ハッチ開閉料、貨物弁金、コンテナヤード費用、コンテナプレートステーション費用、フィーダーサービス費用、貨物運賃に係る外国税金その他の貨物の輸送に伴って発生する費用などを含めます。</li> </ul>
港費	<ul style="list-style-type: none"> <li>水先料、とん税、入港料、岸壁使用料、浮標使用料、曳船料、綱取放料、通船料、運河通航料、海運代理店手数料、検疫臨時消毒費、その他の船舶の出入停泊のため港を利用することにより発生した費用を記入してください。</li> </ul>
船費	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶を所有し、維持管理するために生じた費用を記入してください。船舶に関する減価償却費や船舶修繕費、固定資産税及び特別修繕引当金繰入額などを船費に含めます。</li> </ul>
借船費	<ul style="list-style-type: none"> <li>期間傭船料(用船料、船舶を船主から借り受ける際に支払った借船料)、裸傭船料及びコンテナ船スペースチャーター料を記入してください。</li> </ul>

費用の項目の説明(つづき)

(8) 金融、保険事業

項目	内容
資金調達費用	・預金利息(信用農・漁業協同組合連合会については貯金利息。以下同様)、譲渡性預金利息、コールマネー利息及び売現先利息等、損益計算書における資金調達費用を記入してください。
役務取引等費用	・支払為替手数料及びその他の役務費用を記入してください。
特定取引費用	・特定取引勘定で行った取引に係る売買損益及び評価損益等のうち、収益と費用を相殺し、費用が収益を上回った額を記入してください。
金融費用	・支払利息、支払債券利子、信用取引費用、現先取引費用、有価証券貸借取引費用、手形割引料などの金融費用を記入してください。
取引関係費	・支払手数料、取引所・協会費、通信・運送費、旅費・交通費、広告宣伝費、交際費を記入してください。
不動産関係費	・建物及び土地の賃借料、修繕費、清掃費、その他不動産の維持管理のために支出した費用、器具・備品の賃借料等を記入してください。
保険金等支払金	・保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いが生じた費用(再保険契約による支払保険料も含む)を記入してください。
責任準備金等繰入額	・繰入額が戻入額を上回った場合に、その金額を記入してください。
資産運用費用	・資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを記入してください。
保険引受費用	・正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費、満期返戻金、支払準備金繰入額、為替差損、その他保険引受費用などを記入してください。
貸倒引当金繰入額	・売掛金、貸付金などの貸金の貸倒による損失見込額を記入してください。

(9) 情報サービス、インターネット附随サービス事業

項目	内容
外注費(国内)	・業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係は外注費とみなしません。
外注費(国外)	・業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係は外注費とみなしません。

## 費用の項目の説明(つづき)

## (10) 不動産取引事業

項目	内容
用地費	・国が直轄施行する工事の用に供するため取得した土地の購入費(現場事務所、宿舍等の敷地購入を除く)を記入してください。
外注工事費	・土地を売るための土地開発業務を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係は外注工事費とみなしません。 ・上記以外の外注費については、「⑦ 外注費」に記入してください。
土地建物購入費	・土地や建物を購入した費用を記入してください。

## (11) 不動産賃貸・管理事業

項目	内容
修繕費	・賃貸する事務所、倉庫、建物などの修繕による原状回復のために要した費用を記入してください。原状回復に加え、付加価値を加えた修繕については、修繕費には含めません。

## (12) 物品賃貸事業

項目	内容
貸与資産原価	・貸与資産(オペレーティングリース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めて記入してください。
リース投資資産原価	・ファイナンスリース原価(固定資産税、保険料等を含む)を記入してください。
資金原価	・金融費用(貸与資産及びリース投資資産購入資金調達に伴う支払い利息から購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。

## (13) 学術研究、専門・技術サービス事業

項目	内容
媒体費	・新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP(セールスプロモーション)、インターネット等の広告実施に必要な経費(広告時間枠購入費、掲載費、新聞折込チラシの折込料など)として媒体企業に支払った費用を記入してください。

## (14) 宿泊事業

項目	内容
材料費	・料理材料費、飲料売上原価、売店商品売上原価などを記入してください。
修繕費	・固定資産、什器備品、送迎営業車輛等の修繕による原状回復のために要した費用を記入してください。

## 費用の項目の説明(つづき)

### (15) 飲食サービス事業

項目	内容
製造原価(材料費)	・提供する飲食物の材料費を記入してください。
製造原価(労務費)	・提供する飲食物の製造に係る人件費を記入してください。

### (16) 生活関連サービス、娯楽事業

項目	内容
施設管理費	・建物や会場の改装・修繕費や敷地内補修費などの施設管理に要した費用を記入してください。なお、施設管理を外部委託している場合には、「⑦ 外注費」に含めず、「施設管理費」に含めて記入してください。
販売手数料	・商品の販売やサービスの提供に際して、代理店や外交員、仲介人等に支払う手数料に、冠婚葬祭互助会に支払う手数料を含めて記入してください。
上映映画料	・配給会社に支払う上映権料を記入してください。
選手契約料・出演契約料	・所属選手との契約料、出演者との出演契約料を記入してください。

### (17) 社会教育、学習支援事業

項目	内容
警備費	・外部会社のセキュリティシステム導入に係る費用及び派遣等による警備員等の警備業務に係る費用を記入してください。「⑦ 外注費」には含めず「警備費」に記入してください。
講師謝礼	・貴社(団体等)と雇用関係がない講師の人件費(他社との講師請負契約による支払額、個人との講師請負契約による支払額など)を記入してください。
教材作成費	・受講者に授業を受講させるために必要な教材を作成するために要した費用を記入してください。 なお、教材の作成を外部委託している場合には、「⑦ 外注費」に含めず、「教材作成費」に含めて記入してください。

### (18) 医療・保健衛生事業

項目	内容
薬品費	・投薬用薬品、注射用薬品、外用薬、検査用試薬、造影剤などの費消額を記入してください。
材料費 (薬品費を除く)	・診療材料費(カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉など、1回ごとに消費する診療材料の消費額)、医療消耗器具備品費(診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年内に消費するもの)、給食用材料費(患者給食のために使用した食品の費消額)を記入してください。

甲調査票(事業所票)については、日本国内の本社事業所を含む全ての傘下事業所について記入してください。  
 事業所に関しては、製造業及びサービス業に限らず、全産業が対象です。  
 印字されている事業所がすでに存在していない場合は、二重線で消してください。  
 印字されていない事業所がある場合は、追記してください(事業所の定義はP 33、34 を参照)。

すべての事業所に関する調査事項				
1 事業所の名称及び電話番号	2 事業所の所在地	3 事業所の主な事業活動	4 事業所の売上(収入)金額	5 年
●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●修正する場合は、略称ではなく正式名称(法人の場合は登記上の名称)を記入してください。	●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。	●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●修正する場合は、当該事業所で行っている事業活動の内容を具体的に記入してください。	●2018年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額について記入してください(この期間で記入できない場合は、2018年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)	●4 欄 ください (万円)
<b>O</b> (株) TOKEI マーケティング 北海道営業所 ( 011 ) 234 - 5678	<b>P</b> 〒060-0041 北海道札幌市中央区1丁目2-3-4	<b>Q</b> 広告制作業 (印刷にかかもの) (生産品、取扱商品又は営業種目) 広告制作業	<b>R</b> 13800 0,000	卸売販売 十兆: 兆 小売販売 十兆: 兆
<del>(株) TOKEI マーケティング 青森営業所</del> <del>( 017 ) 234 - 5678</del>	<del>〒030-0861</del> <del>青森県青森市長島1丁目2-8</del>	<del>カレンダー発行業</del> (生産品、取扱商品又は営業種目) <del>カレンダー</del>	0,000	卸売販売 十兆: 兆 小売販売 十兆: 兆
(株) TOKEI マーケティング 岩手営業所 ( 019 ) 234 - 5678	〒028-7112 岩手県八幡平市田頭 1地割-2 2地割-1	水稲作農業 (生産品、取扱商品又は営業種目) 米	360 0,000	卸売販売 十兆: 兆 小売販売 十兆: 兆
(株) TOKEI マーケティング 宮城・北日本統括営業所 ( 022 ) 345 - 6789	〒981-0916 宮城県仙台市青葉区青葉町1丁目2-3-4	広告代理業 (生産品、取扱商品又は営業種目) 広告代理	94700 0,000	卸売販売 十兆: 兆 小売販売 十兆: 兆
(株) TOKEI マーケティング 宮城販売所 ( 022 ) 987 - 6543	〒981-0916 宮城県仙台市青葉区青葉町1丁目2-3-5	書籍・文具小売業 (生産品、取扱商品又は営業種目) カレンダー	10000 0,000	卸売販売 十兆: 兆 小売販売 十兆: 兆

記入上の注意

- 金額は1万円単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

## すべての事業所に関する調査事項

### Q 1 事業所の名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**(法人の名称に続けて本所・本社・本店、支所・支社・支店等の名称)を記入してください。法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の( )書きのように省略しても差し支えありません。

<b>例</b>	株式会社 →(株)	合同会社 →(同)	生活協同組合 →(生協)	公益社団法人 →(公社)
	有限会社 →(有)	学校法人 →(学)	漁業協同組合 →(漁協)	公益財団法人 →(公財)
	合名会社 →(名)	医療法人 →(医)	農業協同組合 →(農協)	一般社団法人 →(一社)
	合資会社 →(資)	宗教法人 →(宗)	社会福祉法人 →(福)(社福)	一般財団法人 →(一財)

### P 2 事業所の所在地

- 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。
- 事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。

<b>例</b>	○ 若松町3丁目2番1号 統計ビルディング8階803
	○ 若松町3丁目2-1 統計ビルディング8階803
	× 若松町3-2-1 統計ビルディング8階803

- ビルなどの中にある事業所の場合は、**そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)**も記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「**〇〇構内**」(〇〇は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

### Q 3 事業所の主な事業活動

- 主な事業活動については企業全体の事業活動ではなく、それぞれの事業所において、実際に行っている主な事業活動について記入してください。記入にあたっては、以下の記入例やP5~10の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、2018年(平成30年)1月から12月までの1年間の売上(収入)金額が最も多い事業を記入してください。
- 商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、又は何を賃貸しているかがわかるように品目まで記入してください。

#### 【記入例】

#### ① 農業の場合の一例

米の栽培  
(生産品、取扱商品又は営業種目)  
米

#### ② 建設業を行っている場合の一例

木造住宅の建築の一式請負  
(生産品、取扱商品又は営業種目)  
木造住宅

※ 詳細については、本冊子「P5~10」を参照してください。

### R 4 事業所の売上(収入)金額

- 各事業所の2018年(平成30年)1月から12月までの1年間の売上(収入)金額について記入してください。
- 企業内取引についても市価に換算して売上(収入)金額に含めてください。  
※ 2018年(平成30年)1月から12月までの1年間で記入できない場合は、2018年(平成30年)を最も多く含む決算期間について記入してください。  
※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 「会社以外の法人」の場合は、経常収益(事業収益)を記入してください。
- 売上(収入)金額がない場合は、「0」万円と記入してください。

5、6、7 欄については、**卸売業または小売業を業務として営んでいる事業所のみ**記入します。  
記入箇所については、右の表を参考にしてください。

営んでいる業種	5		6	7
	卸売販売額	小売販売額		
卸売業	○	×	×	○
小売業	×	○	○	×
両方	○	○	○	○

「卸売業、小売業」を業務として営んでいる事業所に関する調査事項																																																																																											
5 年間商品販売額	6 売場面積	7 卸売販売額に占める本支店間移動の割合																																																																																									
<p>●4 欄のうち、年間商品販売額を記入してください。(万円未満四捨五入)</p>	<p>●小売業を業務として営んでいる場合に記入してください。</p> <p>●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。</p> <p>単位は、平方メートルで記入してください。(1坪=3.3m<sup>2</sup>換算) 小数点以下四捨五入</p>	<p>●卸売業を業務として営んでいる場合は、その販売額に占める本支店間移動の割合を整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>																																																																																									
<p>間の ださ は、 つい</p> <p><b>S</b></p> <table border="1"> <tr><td colspan="10">卸売販売額</td></tr> <tr><td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td colspan="10">小売販売額</td></tr> <tr><td>円</td><td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> </table>	卸売販売額										十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円									4	0	0											0,000	小売販売額										円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円									8	0	0	0												0,000	<p><b>T</b></p> <p>1500</p> <p>平方 メートル (m<sup>2</sup>)</p>	<p><b>U</b></p> <p>本支店間移動</p> <p>15</p> <p>%</p>
卸売販売額																																																																																											
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																	
								4	0	0																																																																																	
										0,000																																																																																	
小売販売額																																																																																											
円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																
								8	0	0	0																																																																																
											0,000																																																																																
<table border="1"> <tr><td colspan="10">卸売販売額</td></tr> <tr><td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>0</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td colspan="10">小売販売額</td></tr> <tr><td>円</td><td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> </table>	卸売販売額										十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円									5	0												0,000	小売販売額										円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円												0,000	<p>平方 メートル (m<sup>2</sup>)</p>	<p>本支店間移動</p> <p>20</p> <p>%</p>												
卸売販売額																																																																																											
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																	
								5	0																																																																																		
										0,000																																																																																	
小売販売額																																																																																											
円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																
											0,000																																																																																
<table border="1"> <tr><td colspan="10">卸売販売額</td></tr> <tr><td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td colspan="10">小売販売額</td></tr> <tr><td>円</td><td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> </table>	卸売販売額										十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円									5	8	0	0	0													0,000	小売販売額										円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円													0,000	<p>平方 メートル (m<sup>2</sup>)</p>	<p>本支店間移動</p> <p>%</p>							
卸売販売額																																																																																											
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																	
								5	8	0	0	0																																																																															
												0,000																																																																															
小売販売額																																																																																											
円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																
												0,000																																																																															
<table border="1"> <tr><td colspan="10">卸売販売額</td></tr> <tr><td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> <tr><td colspan="10">小売販売額</td></tr> <tr><td>円</td><td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> </table>	卸売販売額										十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円													0,000	小売販売額										円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円													0,000	<p>平方 メートル (m<sup>2</sup>)</p>	<p>本支店間移動</p> <p>%</p>																				
卸売販売額																																																																																											
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																	
												0,000																																																																															
小売販売額																																																																																											
円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																
												0,000																																																																															

記入上の注意

- 金額は1万円単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。



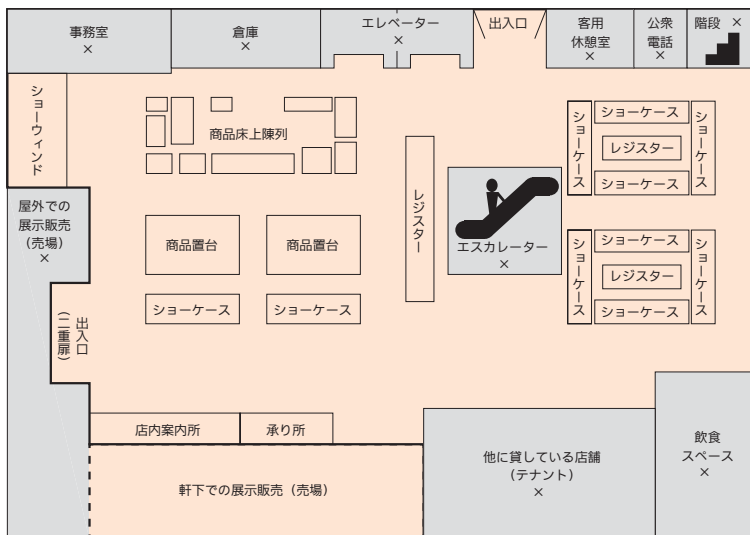
## 「卸売業、小売業」を業務として営んでいる事業所に関する調査事項

### S 5 年間商品販売額

- ・卸売及び小売それぞれの年間商品販売額を記入してください。
- ・2018年(平成30年)1月から12月までの1年間について記入してください。
  - ※ 2018年(平成30年)1月から12月までの1年間で記入できない場合は、2018年(平成30年)を最も多く含む決算期間について記入してください。
  - ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ・年間商品販売額には、有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。
- ・企業内取引があった場合は卸売に含めてください。
- ・委託販売があった場合は卸売に、受託販売は、再販業者に販売した場合は卸売に、一般消費者に販売した場合は小売に含めてください。
- ・年間商品販売額がない場合は「0」万円と記入してください。

### T 6 売場面積

- ・この項目は **S** 欄で「小売販売額」に記入がある場合のみ記入してください。
- ・商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積を記入してください。
  - ※ 敷地面積ではありません(駐車場は含めません)。
- ・自動車等の移動店舗の場合は、荷台等の商品を陳列している場所を売場面積とします。
- ・以下の事業所は「0」平方メートル(m<sup>2</sup>)と記入してください。
  - ガソリンスタンド、自動車小売業(新車・中古車)、牛乳小売業(宅配専門)、新聞小売業(宅配専門)、畳小売業、建具小売業、店舗販売を行っていない事業所(訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機のみによる販売)



#### 売場面積に含めるもの

- 他から借りている店舗(テナント)及び売場
- 建物に附属して柱を建てて、隣との境界を板囲い(衝立、植木)等で明確に仕切って、附属売場として拡張使用しているスペース

#### 売場面積に含めないもの

- × 飲食スペース、屋外展示場、配送所、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩室、事務室、倉庫等
- × 他に貸している店舗(テナント)及び売場
- × 商品を製造するための作業所(ただし、作業所と売場が分離できない場合は、便宜上売場を含む)
- × 薬局の調剤室
- × 住宅併用店舗における専ら生活のために使用している場所

### U 7 卸売販売額に占める本支店間移動の割合

- ・この項目は **S** 欄で「卸売販売額」に記入がある場合のみ記入してください。
- ・卸売の年間商品販売額に占める自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などへ、帳簿上商品の振替を行った割合を記入してください。

## 事業所とは

ここでいう事業所とは、物の生産や、販売、サービスの提供などの経済活動が

- ① 単一経営主体のもと(グループ企業は含めません)で / ② 一定の場所を占めて
- ③ 従業者と設備を有し / ④ 継続的に行われているもの

をいいます。

同じ組織であっても、場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれ別の事業所とします。  
管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

### 【事業所の例】



など

### ● 本所・本社・本店(本社等)とは

他の場所に同一経営の支社等があって、経営全体を統括している事業所をいいます。

#### ○ 同一経営主体となる例

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーンの加盟店を運営する事業主(企業)が経営するすべての店舗など

#### × 同一経営主体とならない例

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店(別経営)
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所
- ・百貨店やスーパーなどと消化仕入(売上仕入)契約を結んで、出店している売場

### ● 支所・支社・支店(支社等)とは

本社等の統括を受けている事業所のうち、従業者を有し、事業・活動が行われている場所をいい、「支所・支社・支店」のほか、営業所、出張所、工場、配送センターなどもいいます。

### 【事業所とする例、事業所としない例】

#### ○ 事業所とする例

- ・他の会社など別経営の事務所から派遣されている人のみで貴社(団体等)の事業活動が行われている場合も、貴社(団体等)の事業所とします。
- ・貴社(団体等)が他社から業務を請負って、他社の工場などの中に、一定の場所を占めて業務を行っている場合、その部分は貴社(団体等)の事業所とします(指定管理者制度により施設管理を受託しているような場合も同様です)。

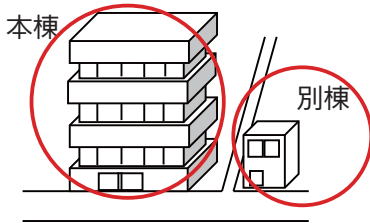
#### × 事業所としない例

- ・マンションの管理人室や、テナントなどが入居するビルの管理人室は、場所が離れていても、原則として別の事業所とはしません(それらを管理している管理会社などの事業所に含めます)。
- ・国及び地方公共団体などの行政機関に在駐している記者クラブは単一の事業所とはしません(管理している報道機関などの事業所に含めます)。また、空港など行政機関以外に在駐している場合も、特段の報道機材を持ち込んでいなければ事業所とはしません。

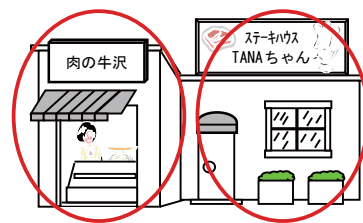
## 事業所の区切り方について

- 1 事業所は、原則として、場所(同一区画)ごとに、それぞれ別の事業所としますので、道路を隔てた別棟において事業を行っている場合は、それぞれ別の事業所とします。
- 2 同じ建物でも入口が完全に異なっている場合は、別の場所にあるものとみなして、それぞれ別の事業所とします。
- 3 ただし、近接していて、経営諸帳簿が一緒に分けることができない場合は、1つの事業所とします。  
※ 経営諸帳簿とは、貸金支払台帳、売上台帳、現金出納帳、出勤管理簿などをいいます。

1 本棟と別棟は、それぞれ別の事業所



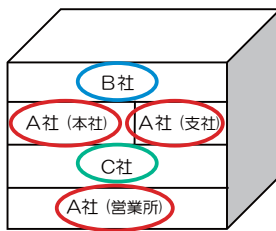
2 入口が異なっているのでそれぞれ別の事業所



3 経営諸帳簿が一緒に分けることができないので1つの事業所



・同一ビルの中に同一会社の本社と支社、営業所などがある場合は、それぞれを別の事業所とします。  
※ 部や課などの単位で1つの事業所とはしません。



この例の場合、  
A社の事業所は3つ  
(本社、支社、営業所)  
B社の事業所は1つ  
C社の事業所は1つ  
となります。

・また、本社、支社などが複数階にまたがる場合でも、階では区切らずに、本社、支社などの単位ごとに1つの事業所とします。  
※ 部や課などの単位で1つの事業所とはしません。

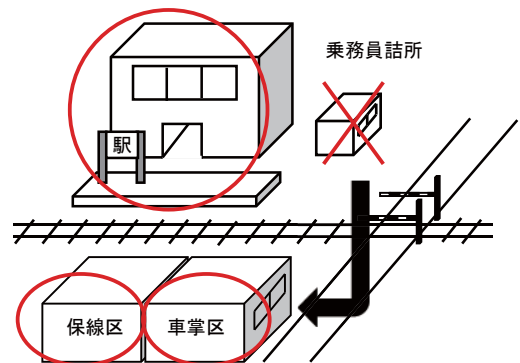


この例の場合、  
A社の事業所は3つ  
(本社、支社、営業所)  
B社の事業所は1つ  
C社の事業所は1つ  
となります。

### 【区切り方の特殊な例】

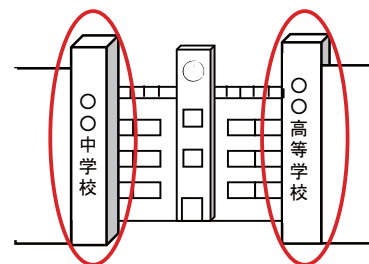
- 鉄道などによる運輸業は、管理責任者のいる場所ごとに別々の事業所とします。  
鉄道業で、同一構内に、駅、車掌区、保線区、電力区などがある場合は、それぞれ別の事業所とします。  
ただし、駅長、区長など管理責任者の置かれていない機関は、そこを管理する責任者などのいる事業所に含めて1つの事業所とします。

事業所は3つ



- 同一区画に高校と中学校など2つ以上の学校がある場合は、学校の種類ごとに別々の事業所とします。  
また、大学に併設されている附属病院や研究所も、それぞれ別の事業所とします。

学校ごとに別の事業所



- テナントとして出店している場合は、出店元の企業の事業所とします。

ただし、百貨店などと消化仕入(売上仕入)の契約を結んで、出店している売場については、出店先の百貨店に含まれるため、出店元の企業の事業所とはしません。